

大和市告示第73号

大和市ブロック塀等撤去費及び改善費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市ブロック塀等撤去費及び改善費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市ブロック塀等撤去費及び改善費補助金交付要綱（平成30年大和市告示第164号）の一部を次のように改正する。

第1条中「安全性に関する市の調査」を「所有者等による点検」に改め、「危険性が」の次に「あることが」を、「又は」の次に「除却に伴い」を加える。

第2条第4号を次のように改める。

(4) 点検 所有者等によるブロック塀等の適法性及び安全性に関する点検をいう

第2条第5号中「調査」を「点検」に、「又は、」を「、又は」に改め、「全部」の次に「を除却し、」を、「一部を」の次に「道路面から60センチメートル以下の高さとなるよう」を、「すること」の次に「（ただし、建築基準法第44条第1項の規定に違反するブロック塀等は、全部の除去に限る。）」を加え、同条第6号中「撤去に伴い」を「ブロック塀等の全部を除却し、」に改め、同条に次の1号を加える。

(7) 市内施工業者 市内に事業所を有する解体工事又は改修工事を業として営む事業者であって、見積書及び領収書を当該事業所の所在地で発行できるものをいう。

第3条第1項中「による」を「が市内施工業者により行う」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、建替えに伴う外構工事として行う場合は市内施工業者により行うことを要しない。

第3条第2項第2号中「前条第4号の規定による調査」を「点検」に改める。

第6条及び第7条を削る。

第8条中「、前条の規定による通知を受けた後に」を「、撤去又は改善の着手前に、」に改め、同条を第6条とし、第9条を第7条とする。

第10条中「第8条」を「第6条」に改め、同条を第8条とする。

第11条中「第8条」を「第6条」に改め、同条を第9条とし、第12条を第10条とする。

第13条に次の1号を加え、第13条を第11条とし、第14条から第18条までを2条ずつ繰り上げる。

(4) その他市長が必要と認める書類

別表第2中「第17条」を「第15条」に改め、同表中第1号様式の項及び第2号様式の項を削り、同表様式番号の欄中

第3号様式
第4号様式
第5号様式
第6号様式
第7号様式
第8号様式
第9号様式

を

第1号様式
第2号様式
第3号様式
第4号様式
第5号様式
第6号様式
第7号様式

に改め、同表関係条文の欄中

第8条
第9条
第10条
第11条
第12条
第13条
第14条

を

第6条
第7条
第8条
第9条
第10条
第11条
第12条

に改める。

附 則

(施行期日)

- この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

- この要綱による改正後の大和市ブロック塀等撤去費及び改善費補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定（新要綱第3条第1項の規定を除く。）は、令和5年4月1日以後に申請

する補助金に適用し、同日前に申請する補助金については、なお従前の例による。

- 3 新要綱第3条第1項の規定は、令和5年10月1日以後に申請する補助金に適用し、同日前に申請する補助金については、なお従前の例による。